

平成30年千葉市教育委員会会議
第8回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成30年千葉市教育委員会会議第8回定例会会議録

日時 平成30年8月29日(水)

午後2時00分開会

午後3時40分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	磯野 和美
	委 員	中野 義澄
	委 員	和田 麻理
	委 員	小西 朱見
	委 員	千葉 雅昭
	委 員	藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	教 育 指 導 課 長	中嶋のり子
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	教 育 支 援 課 長	福本 順
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	保 健 体 育 課 長	古山 智和
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	教 育 セ ン タ ー 所 長	根本 厚
中 央 図 書 館 長	小林 幹弘	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	浅野 一久
総 務 課 長	國方 俊治	生 涯 学 習 振 興 課 長	山田 利雄
企 画 課 長	伊原 浩昭	文 化 財 課 長	稲葉 健一
教 育 職 員 課 長	武 大介	教 育 職 員 課 教 職 員 担 当 課 長	山下 敦史
学 校 施 設 課 長	杉山 信弘	総 務 課 総 括 主 幹	石井美代子
学 事 課 長	御園生博文	総 務 課 長 補 佐	大須賀隆之

書 記	総務課総務班主査	高桑 太綱	総 務 課 主 事	鈴木 理沙
	総 務 課 主 査 補	今井 純子		

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定
平成30年8月29日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
平成30年第6回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開事項の決定
議案第36号及び第37号を非公開審議とする旨決定

8 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 平成30年度千葉市中学校生徒会交流会について

中嶋教育指導課長より報告があった。

報告事項(2) 平成30年度千葉市小・中学校新教育課程説明会について

中嶋教育指導課長より報告があった。

報告事項(3) 平成30年度子ども議会について

中嶋教育指導課長より報告があった。

報告事項(4) 「千葉市運動部活動ガイドライン」について

古山保健体育課長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第34号 千葉市特別支援教育推進基本計画について

福本教育支援課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第35号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

伊原企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第5号 平成30年度補正予算について（7月補正）

学校施設課長より報告があった。

(4) 議決事項（非公開審議）

議案第36号 平成30年度補正予算について（9月補正）

杉山学校施設課長及び福本教育支援課長より報告があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決。

議案第37号 千葉県情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 平成30年度千葉市中学校生徒会交流会について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 報告事項(1)平成30年度千葉市中学校生徒会交流会についてご報告します。

資料の1ページをご覧ください。

6月26日火曜日、1年間の生徒会活動の成果と課題を共有するとともに、今後の各中学校の生徒会活動を充実、発展させるため、千葉市教育センターにおいて、千葉市中学校生徒会交流会を開催しました。

交流会には、全公立中学校の生徒会会長などの生徒会役員と、生徒会担当教員が参加し、活発な議論が行われました。

市長より挨拶をいただいた後、グループ協議が行われ、1年間の活動の成果と課題についてグループで話し合いました。

グループ協議では、昨年行われた区ごとの生徒会情報交換会で話題になった生徒会だよりの工夫や、委員会活動の活性化について、各校でどのような工夫をしてきたのか話し合われました。「生徒会だよりの紙面を刷新し、多くの生徒に見てもらおうよう工夫した。」「全校評議会と専門委員会の連携を強化し、討議する内容を変えた。」など、さまざまな実践例の情報交換がされました。また、途中からは、生徒と教員とが一緒にグループをつくり、ともに協議を行いました。

最後には3名の生徒が「生徒会だよりや委員会活動を工夫することで、一般の生徒も生徒会活動に関心を持って参加するきっかけになった。」「生徒会交流会での情報交換が生徒会活動活性化に役立った。」などの発言をして、場を締めくくりました。

今後、双方の取り組みを参考にできるようキャビネット上で「生徒会交流会を終えて」を公開してまいります。

以上です。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますでしょうか。

藤川委員。

藤川委員 私も伺わせていただきまして、大変活発に議論がなされておりました。とてもよい取り組みだと思います。

1点質問をさせていただきます。生徒会役員の学年が変わるとい、代が変わるといのはいつであって、次の代に対して、この生徒会交流会の成果というのがどのように引き継がれているのか、あるいはそこに課題はないのかについてご説明いただければ幸いです。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 ほとんどの学校では、9月に生徒会の役員の改選を行っております。開催時期を6月末にすることで、改選までの2か月の間に、現役員が、次の役員に引き継いでいくときに、各学校の取り組みを参考にできると考えております。

藤川委員 なるほど、承知いたしました。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

小西委員。

小西委員 私も参加させていただいて、藤川委員と同じで活発な議論に感心しておりました。

1点質問ですが、参加した生徒の感想の中で、この交流会のあり方とか開催時期とか、そういったものに関して、何か改善したほうがいいのか、そういった意見はありましたでしょうか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 この時期はとてもよいという感想が多く寄せられています。この後、11月に情報交換会を区ごとにやるというサイクルでここ数年やっておりますが、自分たちの活動を振り返る意味でも、そして、次につなげる意味でも大変よかったという感想が多く寄せられています。

小西委員 ありがとうございます。開催時期以外にも、何か改善してほしいとか、そういった点は何か意見はなかったですか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 特に改善してほしいという意見も見られませんでした。むしろ「この学校のこれを取り入れたい。」「これからお便りの出し方を工夫したい。」「参考になった。」という前向きな意見が多

かったです。

小西委員 わかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。

和田委員。

和田委員 今の小西委員の質問と関連するのですが、参加している先生方、顧問の先生方からの何か課題ですとか、委員会に要望などはありましたか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 委員会への要望というのは特に上がって来ていませんが、担当者は若い教員が多かったので、悩み等も教員同士で相談できたという点でとてもよかったと聞いております。

和田委員 ありがとうございます。

磯野教育長 そのほか、よろしいですか。

報告事項(2) 平成30年度千葉市小・中学校新教育課程説明会について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 報告事項(2) 平成30年度千葉市小・中学校新教育課程説明会についてご報告します。

資料の3ページをご覧ください。

千葉市民会館などを会場に8月7日火曜日に小学校、8日水曜日に中学校の新教育課程説明会を開催いたしました。

その目的は、学習指導要領の趣旨等の理解を深めるとともに、新学習指導要領の円滑な実施に向けて教育課程の実施上の諸問題を研究協議し、その解明を諮り、小・中・特別支援学校教育の改善及び充実を図ることです。

本年度は小学校960人、中学校765人、総数1,725人の教員が参加しました。なお、小学校は毎年会場の関係で一般総則部会以外、隔年参加としております。

全体会では、学校教育部長による主催者挨拶の後、「『生きる力』をはぐくむ教育課程の工夫・改善～子供たちの質の高い学びの実現に向けて～」をテーマに、教育指導課から新学習指導要領の趣旨、実現に向けたポイント等について説明いたしました。

続いて、全体提案では、平成28、29年度の研究指定校のうち4校からの研究成果の発表を行いました。

その後、小学校では「『千葉市学力状況調査』の調査結果を踏まえた授業改善」について、中学校では、「主体的・対話的で深

い学びの実現に向けた道徳科・道徳教育について」の説明を行いました。

午後からは各教科等の部会に分かれ、各教科等の新学習指導要領の内容の伝達や、趣旨に沿った実践研究発表等を行いました。

今後もさまざまな研修等を通して、本市学校教育のより一層の充実に努めてまいります。

以上です。

磯野教育長 では審議に移りますが、何か質問等ございますでしょうか。

藤川委員。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。暑い時期に大変だったと思いますが、多くの先生方が参加され、よかったと思います。

昨年度、私、お邪魔させていただいたのですけれども、質問がございまして、まず昨年度と今年度はどういう位置づけで参加者が違うのかどうか。昨年度との位置づけの違いについて。

もう一点は、今年度、道徳が教科で小学校でも始まっていますし、移行措置なども始まっていると思うのですが、そういう中で、特に部会で実践上の課題で何か目立って出てきたことがないのかどうかということについて伺います。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 メンバーにつきましては、小学校は隔年で半分変わります。中学校は、できるだけ、昨年度参加していない教員、同じ教科の中でも参加していない教員に参加を呼びかけました。今年から移行期に入ったということや、今、委員からもありましたように、小学校で道徳が完全実施、中学校も来年度から完全実施になることを受けて内容の刷新を図りました。

分科会におきましては、具体的な取り組みについての提案とともに、グループ協議を取り入れている分科会が多くありました。各学校の取り組みを聞いて、うちの学校にも取り入れていこうと思った等の感想が寄せられております。

磯野教育長 藤川委員。

藤川委員 本日、私、午前中教育センターで会議があつて、先生方の様子を見ていたのですけれども、私がかかわっている部分ではプログラミング教育については非常に悩みが多くて、伺った話では、プログラミング教育の講座の希望者が多く、予定よりもクラス数を増やして開講していただいたというようなことがあります。

特に移行期ですから、先生方から出てくる課題に柔軟に対応し

て、特に研修等のプログラムに反映できるようにということをこれからも進めていただけるとありがたいと思いました。

中嶋教育指導課長 ありがとうございます。

磯野教育長 そのほかいかがでしょうか。
よろしいですか。

報告事項(3) 平成30年度子ども議会について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 報告事項(3) 平成30年度子ども議会についてご報告します。
資料7ページをご覧ください。

去る7月27日金曜日、千葉市議会本会議場にて子ども議会を開催しました。

子ども議会は、子ども目線に立った意見を市政に生かすようにする、本市の将来を担う子どもたちが千葉市の現状と課題について話し合い、市民一人一人が生き生きと幸せに暮らせるまちづくりに向けた具体的な提案、質問を行う中で、千葉市民としての意識を高められるようにすることを目的としてスタートし、9年目を迎えました。

当日は、市長、両副市長、こども未来局長、教育長、教育次長を初め、千葉市議会から小松崎議長、村尾副議長、石井教育未来委員長、麻生教育未来副委員長の出席のもと、小学校5、6年生51人の子ども議会議員と中学生17人がファシリテーター役として参加いたしました。

教育委員の皆様には、子ども議会当日のほか、学習会にも参加していただき、誠にありがとうございます。詳しい提案、質問の内容につきましては資料をご覧ください。

今年度はテーマごとに5つのグループに分かれ、生活する中で日ごろから感じている課題について話し合い、アンケート調査や実地調査等をもとに行政に積極的に取り組んでほしいことや、自分たちができること、果たすべき役割について考え、提案・質問を行いました。今年度はテーマ数を5つに絞って、一人一人の活躍の機会を多くしたこと、市長への再質問が多く出されたことが特徴でした。

子ども議会議員の提案・質問に対して、市長、副市長、教育長から大変子どもたちにもわかりやすいように説明をしていただいたこと、励ましの言葉が織り込まれた答弁となっていたことで、

参加した子ども議会議員も充実感を味わえたことと思います。

今後は子ども議会での提案・質問と答弁の内容を整理し、子ども議会議員の事後の取り組みも踏まえて報告書を作成し、各学校へ配布することにより、子どもたちの発想と意欲を生かした主体的な取り組みを促すようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。
よろしいですか。

報告事項(4) 「千葉市運動部活動ガイドライン」について

磯野教育長 保健体育課長、説明をお願いします。

古山保健体育課長 報告事項(4) 「千葉市運動部活動ガイドライン」についてご報告します。

資料11ページをご覧ください。

初めに策定の経緯と趣旨について述べさせていただきます。

スポーツ医・科学の観点から、生徒が行き過ぎたスポーツ活動を行うことはスポーツ外傷、それから障害、それからアウトバンのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらないと指摘されております。

このような中、スポーツ庁は本年3月に運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを示しました。これを受け、教育委員会では、生徒の健康、そして安全を守ることを目的に、スポーツ庁及び県が示したガイドラインを参考にするとともに、教育委員の皆様を初め、中学校長会、体育協会、PTA連絡協議会等、各方面の方々からの意見聴取を重ね、本ガイドラインを作成いたしました。そして7月26日に行われました市長定例記者会見の場におきまして公表するとともに、各学校に通知をいたしました。

次に主な内容につきまして、ご説明させていただきます。12ページの3、(2)適切な運営のための体制整備、ア、方針の策定をご覧ください。

各学校の方針の策定と公表についてご説明いたします。

校長は本ガイドラインにのっとり、毎年度、学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、年度初めに部活動保護者会等で周知いたします。また、運動部活動顧問が作成した年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績のうち、活動計画を学校の活動方針とともに公表することといたしました。

続いて13ページ、イ、指導体制の構築をご覧ください。まず、部活動指導員についてご説明いたします。

ここに記しました部活動指導員は、非常勤嘱託職員という立場として、校長の命によって部活動の顧問となり、単独でも指導することができます。本市では、専門的な指導ができる顧問がいない部や、顧問の指導経験が浅い部などに配置するとともに、部活動指導員の職務能力向上のための研修を実施したいと考えております。

次に、教員の勤務時間管理についてご説明いたします。指導体制の構築の3段落目をご覧ください。

校長は、顧問から提出される毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行うことができるようにするとともに、教員の勤務時間管理等を行いながら、教員の負担が過度とならないよう適宜指導、是正を行ってまいります。

次に14ページ、(4)適切な休養日等の設定をご覧ください。

適切な活動時間といたしましては、平日は2時間程度、休業日は3時間程度という基準を示しました。これは、国及び県が示した基準に則しております。また、この数値の根拠といたしましては、4ページの脚注に示したとおり、スポーツ医・科学の研究に基づいているものでございます。

休養日の設定につきましては、平日に1日、土日に1日、週当たり2日以上休養日を設けること、ある程度長期の休養期間を設けること、千葉市教育研究会が行われる日は市一斉の休養日とすることなどを示しました。また、休養日の考え方としては、朝も放課後も練習を行わない日といたしました。

主な内容についての説明は以上でございます。

このガイドラインに基づき、各学校で運動部活動の運営が見直され、生徒の健康・安全面により留意した指導が行われるよう教育委員会としてもガイドラインの適切な運用を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

中野委員。

中野委員 これは、生徒が行き過ぎたスポーツ活動を行うことはよくないということで色々と決められたようですけども、今年のように

に暑いと、熱中症が問題になりました。熱中症については改めてこのガイドラインに入れるまでもないことで、当然ということなのでしょう。

やはりこれからは、この問題もかなり大きいのではないのかなと思いますけれども。

磯野教育長 保健体育課長。

古山保健体育課長 熱中症に関することに関しましては、別に通知文という形で各学校に発出させていただいています。

日中、暑い時間を避けて、朝とか夕方とかいう時間に部活動を実施することも、通知の中には入れてございます。

以上です。

中野委員 一応1年を通してのことをこのガイドラインでやって、その時期に相当するそれぞれのことは、そのような通知などで対応していると考えてよろしいのでしょうか。

伊藤学校教育部長 ガイドラインの6ページのけがや事故の防止のところでは熱中症の予防等にも触れさせていただきました。具体的な学校の対応等につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、通知等で連絡していきます。

とにかく子どもたちの健康・安全が第一ですので、そこを考慮して進めたいと思います。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。

千葉委員 私も学生時代スポーツをやってきたのですが、結局何を目標にするかによって、たとえば勝つことだったり、健康維持だったり、やはり全国大会などあるのですが、ある程度のところで、健康のためを思えば、もう暑いからやめようか。でもそれではその上に行けないとなったときに、その辺の目標設定みたいなものは学校が決めるのか、先生が決めるのか、生徒が決めるのか、あとみんなで話し合うのかと、その辺はどのように決まっていくのかがちょっとわからないです。難しい質問だと思うのですが。

磯野教育長 保健体育課長。

古山保健体育課長 ありがとうございます。それぞれ個人で目標を持ったり、部としての目標を持ったり、それからそれに携わる顧問、保護者の方も目標を持って活動をしていただいていると思います。やはり生徒の健康・安全を守ることがこのガイドラインの大きな趣旨でございますので、いろいろな目標がある中でも、ぜひこの

ガイドラインに沿った形で、合理的かつ効果的で、効率的な指導を通して力をつけていただけたらと考えています。

千葉委員 ありがとうございました。

磯野教育長 藤川委員。

藤川委員 3点質問させてください。

1点目は、県のガイドライン、もしくは文部科学省のガイドラインと特に違う点、つまり千葉市独自の内容があるのかどうか。あるとしたら何かということをお教えください。

2点目ですが、部活動指導員に関してですが、部活動指導員の資質というのは非常に重要だと思うのですが、研修というお話はありましたが、教員ではない方が生徒を引率、あるいは教員のいないところで生徒を指導するとなると、生徒指導上の配慮等が必要だと思うのですが、具体的に部活動指導員の資質というのか、特にスポーツの指導ではなくて、生徒に対する指導能力というのは、どのように担保することをお考えなのか伺いたいです。

3点目に、先ほどの熱中症の話ともかかわるのですが、そもそも部活動の大きな大会が7月の半ばから下旬にかけて集中してありまして、今回も非常に暑い中で炎天下、もしくは冷房のきかない体育館でスポーツが行われていたわけです。この時期については再考の必要があるとお考えなのかどうかということについて伺いたいです。

磯野教育長 保健体育課長。

古山保健体育課長 1点目です。

千葉市独自の取り組みとしては、千葉市一斉に休養日を設定したということで、千葉市教育研究会の日を一斉に部活動の休養日としました。

それから休養日の定義自体です。朝練も行わない、放課後練習を行わない。一日活動しない日というのが千葉市独自でございます。

2点目の部活動指導員につきましては、その資質の見極めというのも非常に難しいです。技術的なものが高ければよいだけのものではないと思いますので、学校現場に対して理解のある方、そして学校の指導方針等を十分ご理解いただける方ということをおまはる基準の点に入れる必要があると思います。

それから、総体は、例年7月に実施しています。なぜその時期かといいますと、総体で勝ち上がったチームは、次は県大会、関

東大会、全国大会に出場して参ります。それぞれの大会はすでに日程が設定しており、予選を兼ねて、市総体をその前の7月の中旬あたりに設定しなければならないこととなります。時期的にはそこしかないかと思いますが、確かに今年も大分暑い日も多かったので、例年6日間、連続して行われるのですが、今年は祝日の関係もあり2週に分ける形で行いました。また、県大会の日程が決まっておりますので、期間も含めて、開催時期について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

磯野教育長 藤川委員。

藤川委員 大会についてですが、今回、かなり暑い中で大会がなされたわけですがけれども、その中で熱中症等の問題というのはどの程度起きたのか、あるいは全然起きていないのかということと、時期は他県ではもっと早いところがあると聞いています。後ろにはずらせないというのは今のご説明でわかったのですが、早くすることはできないのかなという点について、お聞かせいただきたい。

磯野教育長 保健体育課長。

古山保健体育課長 疑いも含めた熱中症に関しましては、この気象状況でありましたので例年より多く発生しておりますが、重篤な状況には至りませんでした。

藤川委員 前倒しはできないのでしょうか。県大会の関係で後にできないことはわかりました。

古山保健体育課長 6月ぐらいといいますと、中学校では体育祭や修学旅行がその時期に入っています。日程を早めるだけでもいろいろなところで調整が必要になってくるかと思えます。十分検討してまいります。

磯野教育長 学校教育部長。

伊藤学校教育部長 今年には暦の関係で、夏季休業の前の土日にも市の大会が行われました。そういった中で、子どもたちは授業がある中で土日にも参加する、教職員もその中で引率をしたり、あるいは審判等をしたりするということで、負担がかかったということは聞いております。それがゆえに、なるべく夏季休業に市の大会を行っているような経緯がありました。

ただ、今年の状況、気象状況なども鑑みますと、例えば予選的なものを6月ぐらいから少しずつ進めるということの可能性について、体育関係の団体とも調整していきたいと考えております。

藤川委員 ぜひよろしくお願ひします。

磯野教育長 和田委員。

和田委員 このガイドラインは各学校に配られて、随所にありますように、校長を中心として活動計画を作ったり、教員の勤務時間等の管理なども行うということなのですが、教育委員会としては、それが学校ごとにどのように遵守されているか、各校の様子というものを今後どのようにウォッチしていくのか、どのようにお考えでしょうか。

磯野教育長 保健体育課長。

古山保健体育課長 今お話しいただいたとおり、実績報告が校長に上がってまいりますので、まずは校長が各部の活動について指導、是正を行います。

それから委員会としても、例えば管理訪問の機会に各学校から提出されている実績報告を確認するよう考えております。関係課と調整して、点検方法等を検討してまいりたいと思います。

以上です。

和田委員 よろしく願いいたします。

なかなか市への報告だけでは見えないということも今後出てくるかと思っておりますので、きめ細かな指導、それから相談をよろしく願いいたします。

磯野教育長 最後に私から1点だけ。

13ページの指導体制の構築の中で、今回、新たにまた国で部活動指導員に関して、1万2,000人程度に増やすというような方向が示されました。

千葉市は今年度モデル的に取り組んでいくという状況の中で、最終的にはどの辺まで、部活動指導員をカバーしていこうという方向で取り組むのか、考えがあればお聞かせください。

磯野教育長 保健体育課長。

古山保健体育課長 今年度はモデル的に実施してまいりますが、その後につきましては数的には増やして、広めてやっていきたいと考えております。

磯野教育長 いずれにしても、部活動は専門でも専門外でも負担に感じる方とそうでない方がいる中で、働き方改革等を含めて、しっかりと対応してください。

議案第34号 千葉市特別支援教育推進基本計画について

磯野教育長 教育支援課長、説明をお願いします。

福本教育支援課長 議案第34号「千葉市特別支援教育推進基本計画について」
説明します。

千葉市特別支援教育推進基本計画につきましては、参考資料をもとに説明させていただきたいと思っております。

本基本計画の策定の趣旨及び位置づけについてですが、参考資料1ページのところでございます。

本市ではこれまで、平成20年3月に答申されました「千葉市における特別支援教育のあり方について」を受けて、特別支援教育の推進に取り組んでまいりました。社会情勢の変化も考慮し、平成27年には、本市の特別支援教育の現状と課題を把握し、その後の特別支援教育推進に向け、特別支援教育推進プランとしてまとめました。

しかし、この10年の障害者権利条約の批准に伴う社会の変化は大変大きく、今後、さらなる特別支援教育を推進していくために、改めて現状と課題を整理し、中長期的な基本方針を示す必要があると考えました。平成28年度から29年度の2年間をかけ、千葉市における特別支援教育のあり方等に関する検討会議を開き、この千葉市特別支援教育推進基本計画案を作成してまいりました。

次に、検討会議の組織につきましては、裏面、2ページになります。4の組織になりますが、大学教授や元校長、障害のあるお子さんを持つ親の会の代表の方にも参加していただき、多方面からご意見をいただき、検討を重ね、作成してまいりました。今後、5年間の特別支援教育の方向性を示すものとしております。

次に、3ページA3判横置き of 概要版をご覧ください。本基本計画では第I部総論において、特別支援教育について国が示す方向性や本市における経緯、今後の方向性について述べております。また、第II部の各論では、次の6つの内容について述べております。

第1章では、就学相談・教育相談の充実、第2章では、多様な学びの場の充実、第3章では一貫した支援とネットワークづくりについて、第4章では、教職員の専門性と指導力、第5章では、特別支援教育の周知・理解と環境整備、第6章では、養護教育センターの機能についてでございます。

5のこれまでの経過と今後の予定でございますが、5月に学校教育審議会にて報告いたしました。また、6月から7月にかけて

て、パブリックコメントを実施し、ご意見をいただいたところでございます。今後、本計画をホームページに公表するとともに、各学校、関係機関に配付し周知していく予定でございます。

なお、パブリックコメントの状況につきましても資料を用意してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、本冊につきましても用意しておりますので、こちらにつきましてもご一読いただければと思います。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員。

藤川委員 2点申し上げます。

1点目は教職員の配置についてですが、基本計画の本体の35ページに記述がありますが、初任者などについて複数配置の学級担任とすとか、できるだけ経験のある教員を配置するというので議案については認めるのですが、実態をいろいろと伺いますと、以前、若手教員の方の話を小中学校教員との意見交換会で聞きましたが、その際にも、若くして、特に専門でないのに特別支援学級に配置されて苦労しているとかのお話を大分聞きました。

やはり専門性の無い方について、若いうちにいきなり特別支援学級に配置というのは相当難しい部分があると思いますので、配置については、もっと踏み込んだ検討をしていただきたいというのが1つ目の意見です。

2つ目ですが、通常学級の子どもたちへの教育というのが、交流学习などで書かれてはいるのですが、ちょっと弱いというか、では、一般の学校でどれだけやるのかということが余り見えてこない書きぶりだと思うのです。やはり、一般の児童生徒の理解が進まないことには、なかなか特別支援教育というのは進んでいかないと思いますので、もう少し通常学級における交流学习、あるいは総合的な学習の時間等での障害について理解する学習というものについて千葉市として力を入れて取り組んでいただけるとありがたいと思います。

これはもう決まったものだと思いますので、すぐに反映できないかもしれませんが、ぜひこれからご検討いただきたいということで、意見として申し上げます。

以上です。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 特別支援学級の担当者の件につきましては、やはり本市の大きな課題として捉えております。

今年度、新しい取り組みの一つとしまして、区ごと、それから部門、例えば難聴の部門であるとか、部門ごとにエリアを設定して、ミドルリーダー的な推進者を選定いたしました。そこには、養護教育センターと教育支援課の指導主事が担当指導について、いつでも相談することができる体制をこの4月につくりました。

また、これまでなかなか進められませんでした特別支援学級担当者の授業研究を秋から12月にかけて実施して、ミドルリーダーがその指導者として推進し、若手の悩みというものに添えていきたいというシステムを今年からスタートいたします。

また、2点目の通常学級の中にも、特別の支援を必要とするお子さんが多数いるというのも大きな課題ですので、特別支援学級担当の教諭だけではなく、全ての教員に理解を深めてもらうためにも、今後、研修等を通して進めていきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

磯野教育長 教職員担当課長。

山下教職員担当課長 教員の配置の件ですが、今ご意見があったとおり、本人の希望を聞き配置しております。その際、少人数、教員の複数配置校はもとより、特別支援学校を経験した教員を特別支援学級の担任へ積極的に配置するようにしております。今後も継続して対応してまいります。

藤川委員 よろしくお願ひします。

磯野教育長 小西委員。

小西委員 今のお話に関連するのですが、今おっしゃっていたミドルリーダーというのがコーディネーターということになるのでしょうか。それとも違うものなのでしょうか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 各校のコーディネーターではなく、特別支援教育担当者のミドルリーダーを推進者としております。そして経験の少ない1年、2年とか、今年初めてなった担当者に対する助言をミドルリーダーが担当して、そのミドルリーダーが対応をしていく中で、自分の資質を向上させていけると考えています。

指導主事が担当として、区ごと、エリアごとについておりますので、ともに指導していきたいと思ひます。

藤川委員 コーディネーターは各校にいる人ですか。

伊藤学校教育部長 コーディネーターは、各学校に1人、校務分掌として位置づけて、その学校の中での特別支援教育の推進体制をどのように構築するかということで考える役割で、先ほどのミドルリーダーは、ある程度そのような専門性を持った教員をリーダーとした研修体系をつくってほしいという取り組みになります。

小西委員 以前、小中学校教員との意見交換会の中でも学級担任とコーディネーターを兼任して非常に忙しいと、難しいというご意見が出ていて、31ページにも毎年50名程度が入れ代わっていると、この比率がありますので、今後、コーディネーターのあり方として、学級担任と兼任でこのまま続けていくのか、それともコーディネーターはコーディネーターで置くのか、そのあたり何かお考えなどありますでしょうか。

磯野教育長 学校教育部長。

伊藤学校教育部長 コーディネーターにつきまして、今、非常に悩ましい状況になっています。

といいますのは、専任の配置をしておりませんので、どうしても教員あるいは特別支援学級の担任や、学校によっては養護教員が担当するというケースがあり、それが頻繁に代わるというのは余り好ましくないというのは私どもも認識しております。今回、校長面接の中でもコーディネーターがうまく機能しているかということを知りました。学校の中で育てていくような体制も必要になるので、そこのところを働きかけていきたいということと、教育委員会として支援をしていくことについて、今後検討してまいります。専任化というのはなかなか難しいという状況であります。

もう一つ、先ほどの特別支援教育の研修ですが、養護教育センターで通常学級における特別支援を要する子どもたちに係る研修も行っています。近年、通常学級の担任の受講率が増えておりニーズが高まっている状況でありますので、研修の充実と、人の配置についてどういうものを当てていくかということなど、この基本計画の中には具体的なことまで書き込めなかったもので、これをもとにして、今後、検討していきたいと考えています。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。

では、その他ご意見がないようですので、議案第34号「千葉市特別支援教育推進基本計画について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第35号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

磯野教育長 企画課長、説明をお願いします。

伊原企画課長 企画課でございます。議案第35号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」説明します。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価の結果に関する報告書について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案書はA4冊子判の報告書案となりますが、本日、教育委員会会議では、参考資料の概要版(案)、別紙1-1、別紙1-2、別紙2-1、別紙2-2をもとに説明をさせていただきます。

なお、本点検評価に関連しまして、7月26日の学校教育審議会及び8月3日の生涯学習審議会において、各分野の事業の進捗状況等について報告・意見聴取を行っております。

それでは参考資料27ページの概要版(案)をご覧ください。

初めに、左側上段、教育委員会の事務点検評価制度の概要についてでございます。

事務点検・評価は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして実施しているもので、今回の対象は平成29年度に実施した事業となります。

同法第26条第1項の規定により、事務点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することとされており、学校教育分野については、千葉大学教育学部教授の松尾七重氏、生涯学習分野については、放送大学教授の岩崎久美子氏に評価所見をいただいております。

また、全体にかかる評価に加え、重点的に行う事業として、平成29年度の新規・拡充等の事業について、評価委員による視察やヒアリング等を行いました。

なお、事務点検・評価制度は、教育委員会自らが事務の適正な執行について確認をするとともに、市民に対し説明責任を充実さ

せ、市民の信頼の向上を図ることを目的としていることから、毎年度、報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務づけられており、本年度も9月の千葉市議会に報告書を提出いたします。

続きまして左側中段、教育委員会による自己評価でございます。

学校教育分野については、平成28年3月に策定した第2次千葉市学校教育推進計画に基づき、また生涯学習分野につきましては、同じく平成28年3月に策定した第5次千葉市生涯学習推進計画に基づき、点検・評価を行っています。

平成29年度は両計画の2年目であることから、前年度からの事業継続状況を踏まえて評価を行いました。また両計画は、中間年度でのアクションプランの見直しをすることとしており、今年度見直しを行うことから、計画の見直しを見据えて評価を行いました。

まず1の全体評価についてですが、こちらは参考資料29から35ページの別紙1-1、別紙2-2を合わせてご覧ください。

(1) 成果指標についてですが、学校教育分野では53項目のうち10項目、生涯学習分野では10項目のうち4項目で、平成29年度末現状値が計画の中期目標である平成30年度末目標値以上となっています。別紙1-1、2-1の達成状況が二重丸となっている指標でございます。

一方、学校教育分野では27項目が、生涯学習分野では3項目が計画策定時の平成27年度末現状値を下回っている現状であります。別紙1-1、2-1の達成状況がバツとなっている指標でございます。達成状況がバツとなっているものにつきましては、関連するアクションプランを推進し、中期目標を達成できるよう努めてまいります。

なお、成果指標の数値データの出典などの関係で、平成29年度末の現状値が未定のため達成状況が確認できないものが、学校教育分野では6項目、生涯学習分野では2項目ございます。別紙1-1、2-1の達成状況が横棒となっている指標でございます。これらの指標につきましては、昨年度から計画の見直しの中で、成果指標の数値データの収集手段等について検討してまいります。

次に(2)アクションプランについてですが、学校教育分野では、全体の93%に当たる74の個別具体事業が、生涯学習分野

では全体の82%に当たる46の個別具体事業が、おおむね計画どおり順調に進捗しております。一方で、学校教育分野では6事業が計画に対し進捗状況の遅れが生じています。生涯学習分野では7事業が計画に対し進捗状況の遅れが生じ、3事業については平成29年度末時点で事業を休止しています。別紙1-と2と2-2に記載している事業でございます。順調に進捗している事業については、中間目標、及び最終目標を達成できるよう、引き続き各事業の推進に努めるとともに、遅れが生じている事業や休止している事業については、計画の見直しの中で今後の事業の進め方等について検討してまいります。

続きまして2の重点的に評価する事業についてでございます。

まず学校教育分野での重点的に評価する時宜等について説明いたします。

(1) 市独自の学級編制や教職員の配置では、県費負担教職員の給与負担などの委譲に伴い、各学校の実情に応じて、少人数学級の拡大や少人数指導の活用、柔軟な教職員の配置などを実施しました。現場の教員からは、低学年における少人数学級の拡大や、教科に応じた少人数指導の活用により、児童生徒一人一人に目が配りやすくなり、よりきめ細かな対応ができるようになったとの声が上がっています。

(2) オリンピック・パラリンピックの教育の推進では、モデル校におけるパラスポーツの体験に加え、道徳等の各教科との連携を取り入れた授業の実施や、食育と関連づけた取り組みとして学校給食でのオリンピック・パラリンピック応援メニューを実施いたしました。これらの取り組みにより、オリンピック・パラリンピック競技大会への関心を高めるだけでなく、多様性の理解や国際理解教育の推進にもつなげることができました。

次に生涯学習分野での重点的に強化する事業等について説明いたします。

(3) の加曽利貝塚博物館の積極的な活用ですが、加曽利貝塚は平成29年10月13日付で国の特別史跡に指定されました。加曽利貝塚博物館において、縄文時代の理解を深める講座、展示解説及び集客イベントなどを積極的に実施したことにより、平成29年度の博物館入館者数は7万人を超え、加曽利貝塚の価値と魅力を多くの人に伝えることができました。

(4) 千葉市科学館の管理運営ですが、千葉市科学館では、会

館当初の平成19年度より指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者の持つ専門性やノウハウを活用することにより、多様なニーズへの対応や魅力的な事業を実施することができています。また千葉市科学フェスタの開催や各種講座やイベント等の積極的な広報を続けてきたことで、「科学都市ちば」の認知度が向上し、科学館の来館者数も増加しています。

成果指標、アクションプラン、重点的に評価する事業につきましては、ここでは概要を説明させていただきましたので、詳細について、報告書（案）をご覧ください。

続きまして、概要版（案）の右側をご覧ください。こちらは評価委員からの評価の要旨を記載しております。

上段、学校教育分野に関しての松尾委員からの評価要旨でございます。

全体についての総括的な所見としましては、第2次千葉市学校教育推進計画の2年目に当たる平成29年度の各事業の取り組み状況は、事業の特性に応じて円滑に実施されており、概ね良好な成果を得ているとの評価をいただきましたが、今後の改善ポイントとして、各アクションプランの進捗状況に対する自己評価において、今後の取り組みをより具体的に検討し、次年度へと効率よくつなげられるようにすることが重要であること、また、成果指標とアクションプランの対応づけを行うことで、改善点への今後の対策が確実に結びつけられるのではないかといったご意見をいただいております。

あわせて、各施策において、平成29年度の結果で望ましくない傾向が見られる指標や事業については原因の究明を行うとともに、短期間での推移では必ずしもその傾向を読み取ることは適切とは言えないため、状況を正確に把握しつつ、改善のための最善の方策をとれる体制を整える必要があること、また、時代の流れの中で、急激に変わること、変わらないことを見だし、それに適切に対応すべく事業全体を見通して改善すべき点を洗い出し、それを推進していくことが重要であるとのことご意見もいただいております。

重点的に評価を行った事業への所見といたしましては、市独自の学習編制や教職員の配置については、少人数学級や少人数指導等において学校の裁量に任されることで弾力的な運用が可能となり、各学校の特性にあわせた活用ができるようになったことに

ついて、高く評価をいただいております。スクールカウンセラーの配置については、気軽に学校で専門家に相談できる取り組みとして評価をいただいたことに加え、担任との連携がとれることで、子どもの状況への適切な対応が可能となることから、スクールカウンセラーの増員を行うことは重要な課題であるとの今後の取り組みに対するご意見もいただきました。

オリンピック・パラリンピック教育の推進では、各教科との連携を考えて、小学校及び中学校の工夫した授業が考えられており、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催機運を盛り上げるだけにとどまらず、健康教育を初め、多様性理解や国際理解教育等を推進し、教科横断的に関連教育を進めている点で評価をいただいております。

今後の取り組みについては、本事業に関する教育の成果を明らかにすることも同時に必要であることから、事業実施のみならず、成果の示し方の検討を行うことも重要であろうとのご意見をいただきました。

続きまして、下段、生涯学習分野に関して岩崎委員からの評価要旨でございます。

全体についての総括的な所見としましては、青少年における生涯学習の推進について、子ども議会からの提案を子どもたちのワークショップで検討し実現していくなど、子どもの声を市政やまちづくりに反映できる仕組みがある点を、成人における生涯学習の推進については、生涯学習センターにおけるハローワーク千葉との連携による就活支援講座など、就労を望む市民にとって適切な講座が展開されている点で評価をいただいております。今後の取り組みについては、高齢者における生涯学習の推進について、生涯現役応援センターとの連携や、公民館や生涯学習センターの講座と社会福祉協議会やいきいきプラザ等での講座との有機的なつながりが求められるとのご意見をいただきました。

このほかに、手続やさまざまな支援を同一の場所で可能とするワンストップサービスに生涯学習活動にかかわるサービスを組み入れることは有効であり、花見川区役所内にみずほハスの花図書館を隣接させていることは、区役所に手続きに来た際に生涯学習にも近づく機会を提供する先駆的な施策であると評価もいただいております。

生涯学習の推進における今後の課題といたしましては、約8割

の市民が生涯学習に関心を持っているという事実に対し、その事実に応じた事業の企画提供に専心することが肝要であり、また、学んだ成果を地域に還元できる具体的なメニューの提示も大事であること、生涯学習に関心を持たない約2割の層に対しては、関心を持たない理由を明らかにし、状況や必要に応じて支援が行き届くような配慮が必要となることのご意見をいただいております。

重点的に行った事業への所見といたしましては、加曽利貝塚博物館の積極的な活用では、職員の意欲や熱意により定期イベントのコンテンツの充実や発掘体験・土偶ペーパークラフトなどの新規事業の拡充により、入館者及び講座等の参加人数が大幅に増加していることへの評価をいただきました。今後の取り組みについては、駐車場の確保、職員の勤務体制や施設ボランティアの充実などの考慮や、観光資源としてのみならず、加曽利貝塚の学術的価値や教育資源としての可能性について国内外に積極的にアピールしていくことへのご意見をいただきました。

千葉県科学館の管理運営では、科学的な関心を喚起するため、館内の講座や企画展のほか、ワークショップなどのアウトリーチ活動を行っていることについて高い評価をいただいております。また、千葉県科学館の指定管理者が入館者の増加のみに終始するのではなく、市民が喜ぶ企画展などの企画のため、研修・研究の時間をとっていることは、科学という最先端の内容を市民に提供する最前線にいる者たちの使命を果たしているといえるとの評価もいただきました。今後の取り組みについては、利用者満足度の向上や付加価値の高いコンテンツの実施により、「科学都市ちば」に在住する市民の科学に対する関心を喚起・充足し得るよう、さらに努力を重ねられたいことのご意見をいただいております。

学校教育、生涯学習いずれの分野においても評価いただいた点はさらなる向上を目指し、今後のあり方等についていただいたご意見については真摯に受けとめ、今後の事業の進め方等を再検討してまいります。

なお、報告書(案)の終末に、評価委員の先生方の評価を記載しておりますので、詳細はそちらをご覧ください。

議案第34号についての説明は以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。
和田委員。

和田委員 評価委員からのご意見、所見を毎年文書でいただいている、これをアクションプランとか具体的にどれに対応させて、どのようにしていくかということとはとても難しいと思うのですが、毎年こういった貴重なご意見ですとか、ご提案、課題の提示などをいただいております、それを見直していく機会というのは、どのように設定していこうと考えますでしょうか。

去年言われたことが、今年1年たってどうだったのかという見直しのようなことというのはできてきていますでしょうか。

磯野教育長 企画課長。

伊原企画課長 各所管では、評価委員からいただいた意見に対して、どう対応していくかということとはきちんと考えると思いますが、次年度以降、報告書の中で、前年度指摘を受けたことについてどう対応したかということをごきちんと記載していくかどうかについて、今後、見直しの中で検討していきたいと思っております。

和田委員 よろしくお願いたします。せっかくなのでご意見を毎年頂戴しているのでも、そのままになっているのはいけないなと思われました。確認させていただきました。

磯野教育長 藤川委員。

藤川委員 感想、意見を申し上げます。

厳しいところが幾つかあって、それらの多くは関連していると感じました。

例えば別紙1-1でいうと、施策1-2のナンバー3の指標ですね、「自分の考えや意見を発表することは得意な児童生徒の割合」、2-1の6番の「人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合」が伸びない。2-2の8番とか10番ですね、社会貢献的なところがなかなか伸びていない。

生涯学習のところに関連するものを見ようと思うのです。生涯学習は施策3-1の8番の「市民のボランティア活動、地域活動の参加状況」がかなり低い。東京オリンピック・パラリンピックを控えて、今後ボランティアの状況がかなり厳しいわけです。

それぞれ見ていきますと、先ほどご報告いただいた子ども議会などでは非常にアクティブに、実際の地域の問題に貢献したいと思っている子どもがいるにもかかわらず、こうやって数値で出てくると多数派の子どもにとっては、地域の問題とか社会に貢献するとかということが、かなりまだ遠いというところにあるのではないかと。これはほかの会議でもいろいろ議論しているところですが、

どうも千葉市という地域においては、子どもたちの社会貢献意識を育てるのにあまり成功していないのではないかと、このことを我々は重く受けとめる必要があるのかと思います。

今後の策についても書いていただいているのですが、やはり当たり前のことをやってもなかなか目に見えて改善しないのかなと思いますので、千葉市ならではの取り組みというのをもう少し検討しないといけないかなと考えておりました、これは別途どこかで議論したいと思います。

やはり具体的には、キャリア教育をどうするかというところが大きいのだと思います。キャリア教育については肯定的な評価がなされてはいますけれども、しかし、ほかの指標と重ね合わせてみると、やはり社会の中で自分がどう生きていくのか、どう社会に貢献するのかということについての学習が弱いと受けとめざるを得ないわけで、そうすると、もっと実際の社会とかかわって、社会の中で課題を見つけ、自分が貢献しようとするというようなキャリア教育がもっと充実しないといけないのではと思います。

もう一つ、主体的、多様的で深い学びという新学習指導要領の柱ですが、これも頑張っているとなっけていますけれども、まだまだ弱いのかなと。どちらかという、受け身で学ぶということができていても、意見を発表したりすることについては課題が見られますので、このあたりを、国で言っていることをただやるだけではなくて、もっと前へ進めるようなことが何かできないのかということを考えております。これは私自身も、どのようにすれば千葉市全体がよくなるかというのはまだ見えていないところがありますので、皆さんと議論しながら、何ができるのかを考えられたらと思います。

以上です。

磯野教育長 ありがとうございます。そのほかどうでしょうか。

よろしいですか。

では、ご質問もないようですので、議案第35号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

報告第5号 平成30年度補正予算について（7月補正）

磯野教育長 それでは、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いします。

学校施設課長、説明をお願いします。

杉山学校施設課長 学校施設課でございます。資料の24ページでございます。

報告第5号、平成30年度補正予算について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき、報告いたします。

学校施設のブロック塀等の改修に係る対応についてですが、学校のブロック塀等の安全点検において「危険」と判定されたブロック塀等について早急に危険性を除去するため、平成30年度一般会計補正予算を編成することについて、臨時代理により、市長に意見を申し出たものです。なお、本件については、地方自治法第179条の議会の議決すべき事件について、特に緊急性を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当するものとして、7月24日、市長による専決処分がなされました。

調査結果及び要改修箇所の表をご覧ください。撤去をいたしましたのは網かけ部分に当たるところで、区分が「D（危険）」と判定されたもの、及び建築基準法に不適合なもので、高さが2.2メートル以上のもの、57校91カ所です。なお、学校種別の内訳は記載のとおりです。

7月補正予算額は1億1,250万円で、財源といたしましては、市債が1億1,200万円、一般財源が50万円です。学校種別の内訳は記載のとおりです。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

磯野教育長 では以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまでで「その他」として、ご意見・ご質問等何かございますか。

磯野教育長 次に、議案第36号及び議案第37号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人等、退出)

議案第36号 平成30年度補正予算について(9月補正)

磯野教育長 学校施設課長、説明をお願いします。

杉山学校施設課長 施設課でございます。議案第36号「平成30年度補正予算について」説明します。

資料の18ページをお願いいたします。

初めに1の学校施設のブロック塀等の改修に係る対応についてです。

(1)の歳出補正予算についてですが、先ほどの7月補正によりブロック塀等を撤去したあとにフェンスを新設するほか、ブロック塀等の安全点検結果において「危険」とはされなかったが、老朽化が著しく改修が必要と判断されるブロック塀等について、撤去及びフェンスへの改修工事等を行うため、補正予算を要望するものです。

調査結果及び要改修箇所の表をご覧ください。網かけ部分が、専決処分により既に撤去までは済み、補正予算により、ここにフェンスの親切を行うもの、及び区分が「C(要注意)」と判定されたもの、及び建築基準法に不適合なもののうち、その他に該当するもの——例えば控え壁に不具合があるものなどで、それらについて撤去及びフェンスへの改修工事を行うものです。改修が必要な箇所は103校332カ所で、学校種別の内訳は記載のとおりです。

補正予算学は4億8,650万円で、財源といたしましては、市債が4億8,600万円、一般財源が50万円です。学校種別の内訳は記載のとおりです。

今後の予定ですが、記載のとおりで、10月以降、順次ブロック塀等の改修を実施してまいります。

次に19ページをお願いします。

(2)の繰越明許費補正について、ご説明いたします。

(1)でご説明したブロック塀等の撤去及びフェンス設置に係る補正予算のうち、工事請負費4億640万円につきましては、事業完了が次年度にずれ込むおそれがあることから、繰越明許費を設定するものです。

次に2の空調設備基本計画策定について、ご説明いたします。

今夏の猛暑や、文部科学省による学校環境衛生基準の変更、学

校教育審議会の議論状況を総合的に判断いたしまして、普通教室へのエアコン導入に向け、事業手法の調査や事業費の算出、各校の現地調査等を行い、基本計画を策定するものです。

補正予算額は7,800万円で、財源といたしましては、全額一般財源でございます。学校種別の内訳は記載のとおりとなっております。

内容といたしましては、空調設備導入に係る基本計画策定一式です。

説明は以上です。

磯野教育長 続いて教育支援課長、説明をお願いします。

福本教育支援課長 続いてSNSを活用した教育相談事業について説明をさせていただきます。

まず1、補正理由ですが、本市では、いじめ防止や不登校対策として、24時間体制の電話相談窓口の開設等、教育相談体制の充実に努めてまいりました。近年、スマートフォンの普及等に伴い、子どもたちのコミュニケーション手段としてSNSが大きな割合を占めるようになってきており、一人でも多くの子どもたちの相談したいという気持ちを汲み取るために、身近な通信手段であるSNSを活用した相談体制の構築が必要と考えております。

このたび、文部科学省のSNS等を活用した相談体制の構築事例の募集がありましたので、この補助金を活用し、モデル事業としてSNS相談窓口を開設するための補正予算を要望しております。なお、相談内容によってはSNSによる相談から電話相談に引き継ぐシステムを視野に入れて計画しています。

2の補正予算額ですが、740万円で、財源は全額国庫補助金の予定でございます。

3、補正予算の内容ですが、相談窓口開設の周知とSNSを活用した相談業務委託費の補正をお願いするものでございます。

今後の予定につきましては、平成30年10月には周知用カードやチラシで保護者や生徒への周知を行い、窓口を開設する予定でございます。

なお、事業の内容につきましては、相談受付時間は、平日、土日ともに学校から下校する17時から就寝時間を考慮し21時ということで設定したいと思います。

活用するアプリにつきましてはLINEアプリを活用いたします。周知カードを配布しますので、そこに掲載されているQR

コードを読み取り、アカウントを取得して登録することになります。

相談員ですが、採用は委託事業者が行いますが、本市からは臨床心理士等の子どもの悩みに関する相談に精通し、本事業の趣旨を理解する者を採用基準として依頼しています。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。
藤川委員。

藤川委員 SNSを活用した教育相談事業について質問させてください。

これはほかの地域では、従来の電話やメールでの相談の数倍から数十倍の相談件数が来ているということを聞いておりますが、千葉市においては、この期間にどのぐらいの件数に対応することを想定して、体制をとろうとしているのかを伺いたいと思います。

もう一点、国庫で補助される期間が限られておりますが、この窓口開設期間が終わった以降の来年2月から先は、どのような計画があるのか、あるいは何もないのかというところを示してください。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 まず、この期間の想定件数でございますが、実際に具体的な数字として想定しているところはございませんが、現在、24時間ダイヤルの相談件数は子どもたちからの相談が以前に比べて非常に少なくなってきておりますので、その部分、子どもたちの意見をこのSNSを活用することによって汲み上げることができるのではないかとということで、数の想定まではしてございませんが、相当数の相談が上がってくるのではないかと考えております。

対象の子どもたちは約2万5,000人になるわけですが、でも——中高生を対象としておりますので、その中で、希望する子どもたちがどのぐらいいるのかということもはっきりした数字は今のところ想定していない状況でございます。

来年度につきましては、やはりこの相談の効果検証をすると同時に、相談については継続性が必要だと考えておりますので、事務局も何とかこの事業が引き続き続けられるような対策をしてまいりたいと考えています。

藤川委員 件数について伺ったのは、昨年、長野県で2週間試行実施されたときに、半分以上のものに対応できていないのですね。つま

り、想定よりかなり多くの相談が来てしまっていて、対応できたものが、たしか私の記憶では4割ぐらいなのです。

せっかく千葉市でこうやって体制をとるのに、相談をしたけれども対応してもらえなかったという数が余りにも多いと、むしろ逆効果かもしれませんので、ぜひその状況を見て、うまく多くの相談に対応できるような体制をとっていただきたいと思います。

福本教育支援課長 承知しました。ありがとうございます。

磯野教育長 和田委員。

和田委員 空調設備の部分で質問させていただきたいのですが、不勉強で申しわけないのですが、準備段階で7,800万円もかかるのかということに衝撃を受けまして、これは普通のことでこのぐらいかかるものなのか、そのあたりのことを詳しく教えていただけますか。大体1校あたり47万ぐらいであると思うのですが、各校平均なのかわからないのですが、教えてください。

磯野教育長 学校施設課長。

杉山学校施設課長 本補正で予定しております委託の内容ですが、具体的なエアコンの設置に向けまして、設置方式、あるいは熱源方式について、スケジュール面、地元業者の活用、国費の活用など、さまざまな面から検討してまいります。

それを受けまして、最適と思われる整備手法の基本計画を策定していくのですが、現時点で、リース方式と直接施工方式の組み合わせを想定しておりまして、早期の設置を実現するために、事業手法の検討を進めながら、リースで設置する部分を想定しまして、発注に向けた配置図の作成、ここまでを委託の中で行おうとしておりますので、このような金額になってしまいます。

和田委員 わかりました。コンサルティングというよりも、大分進んだ部分も入っているということですね。

杉山学校施設課長 はい。

和田委員 よくわかりました。ありがとうございます。

磯野教育長 小西委員。

小西委員 同じく空調設備のところですが、保護者の間では、どこの集まりに参加しても、やはりこの話題が出てきているくらい、皆さん非常に関心がある話題だと思います。今から基本計画を策定ということですが、大体いつ頃実施し、見込みで結構なんですけれども、完了がどのぐらいになるのか、わかっているればお願いします。

磯野教育長 学校施設課長。

杉山学校施設課長 議会の議決後、すぐに契約手続を行いまして、31年の3月末まで委託期間を予定しておりますが、具体的な整備のスケジュールというのは、この本委託で検討してまいります。本委託の検討結果を踏まえ、次年度の当初予算で関係経費を要望しまして、次年度から設置工事を進めていき、2020年度までに全校の設置完了を目指してまいりたいと考えております。

小西委員 ありがとうございます。

磯野教育長 中野委員。

中野委員 同じく、空調設備の件ですが、ここでは小学校、中学校同時に出ていますが、実際に同時に全部入るわけではないですね。順番があると思うのですが、熱中症などを考えると、やはり小さい子どもほど影響が大きいと思います。そうすると、小学校から先につけていくのが普通かなと思うのですが、実際にはどうお考えなのでしょうか。

磯野教育長 学校施設課長。

杉山学校施設課長 後ほど計画の中で詳細を詰めていくのですが、やはり子どもたちの体力的な面も考えますと、小学校を優先していくことになるのかと思います。

中野委員 小学校も低学年からという感じなのでしょうか。

杉山学校施設課長 学校内で、ある教室はついて、ある教室はまだという、そのようなことは避けたいと思いますので、その学校全体をつけると思います。

磯野教育長 ほかにはよろしいですか。

では、ご質問もないようですので、議案第36号「平成30年度補正予算について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

議案第37号 千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

教育長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 総務課でございます。議案第37号「千葉市情報公開条例に

よる公文書開示 請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」ご説明いたします。

初めに議案の概要でございますが、本議案は審査請求に対する裁決について、千葉市教育委員会組織規則第8条第14条の規定に基づき、議決を求めようとするものであります。

審査請求人については、記載のとおりです。

経緯についてですが、まず、平成29年8月27日付で、審査請求人から本議案に係る公文書開示請求が提出されました。開示請求の内容は、千葉市内の学校に関する体罰事故報告書に係る公文書でした。この開示請求に対し、教育委員会は9月11日付で公文書部分開示決定の処分を行いました。

これに対し、10月10日付で審査請求人から審査請求書が教育委員会に提出されました。請求の概要は後ほどご説明いたします。

その後、平成30年1月22日付で審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに、反論書等の提出依頼を行い、2月6日付で審査請求人から反論書が提出されました。

その間、1月30日に教育委員会から千葉市情報公開審査会への諮問を行い、1月30日から6月28日までに行われた計7回の審議を経て、6月28日付教育委員会に対し、同審査会から答申がなされました。

続いて、審査請求の概要について、ご説明いたします。

審査請求人は、「本件決定を取り消し、変更するとの裁決を求める」との趣旨の審査請求を行いました。具体的には括弧内に記載がありますが、学校で教員が行った体罰に関する加害教員の氏名等の情報は、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないため、当該部分開示決定で開示した情報に加えて、児童生徒の所属学級及び転校前の在籍学校、児童生徒の病状並びに加害教員の氏名及び所属学級を開示するよう求めるとするものです。

答申の趣旨についてご説明いたします。

結論でございますが、「部分開示決定において、別表の「開示すべき部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当ではなく同

部分は開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。」となっております。

答申内容であります。審査会では、特定した公文書それぞれの不開示とした部分について、個人情報として開示しないことが妥当なものであったかについて検討されました。個人情報として開示しないこととした部分や、それぞれの公文書の件名等についての詳細に関しては参考資料の別表をご覧ください。また、後ほどの説明にて個別の公文書を指す場合は、この別表で割り振られている番号にて説明いたします。

「条例第7条第2号の趣旨及び解釈」、「本号前段及び本号ただし書該当性について」、「本号後段及び本号ただし書該当性について」において、それぞれ個人情報についての検討がされました。資料に記載のように、本件文書3-1、3-3に関しては、「所属学級等は、被害児童生徒やその保護者が識別されることとなった場合、これらの者の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められるという特段の事情があり、本号前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、本号ただし書きのいずれにも該当するとは認められないため不開示としたことは妥当である。」と判断されました。

一方、本件文書3-4、3-5、3-6、3-8に関しては、前期で述べた特段の事情があると認められないため、これらの文書に記載された所属学級等は本号前段に該当せず、開示すべきであると判断されました。

裁決書の趣旨についてご説明いたします。

本件審査請求に対する裁決は、答申に沿って「本件審査請求に係る処分を取り消す」ことと決定したいと考えます。

裁決の理由につきましては、答申と同様の理由により「行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。」としております。

議案第37号についての説明は以上でございます。

教 育 長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。
委員。

委員 この方はどんな方で、何の目的でこういうことを要求されているのか、それがわかりましたら教えていただきたいと思います。

教育長 教職員担当課長。

教職員担当課長 大学の教授でございます。目的は定かではございませんが研究の一環として、体罰事故に関する公文書の開示請求を行っているのかもしれない。

委員 なぜ大学の先生が千葉市の情報を求めているのでしょうか。

教育長 教職員担当課長。

教職員担当課長 千葉市のみならず、他の自治体にも同じような開示請求を行っていると思われれます。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにはよろしいですか。

では、ほかにご質問もないようですので、議案第37号「千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

9 その他

(1) 第9回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言